監査報告書

2024年5月10日

学校法人 北星学園

理 事 会 御中評議員会 御中

学校法人 北星学園



監事記崎善規範

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人北星学園 寄附行為第9条第1項の規定に従い、学校法人北星学園の2023年度(2023年4月1日か ら2024年3月31日まで)の、業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況につい て監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法について

(1) 業務について

理事会及び評議員会等の重要な会議への出席、常務理事及び事務局等からの業務執 行状況に関する聴取及び重要な会議記録・決裁書類の閲覧など、必要と思われる監査 手続きを実施し、業務の妥当性を検討いたしました。

(2) 財産状況について

監査法人からの会計監査の方法・内容に関する報告・説明を受け、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びに会計帳簿等の閲覧など、必要と思われる監査手続きを実施し、計算書類等の正確性を検討いたしました。

2. 監査結果について

- (1) 文部科学大臣又は理事会及び評議員会に報告すべき、学校法人の業務又は財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 財務に関する計算書類は、学校法人会計基準に準拠しており、学校法人北星学園の収支、財政及び財産状況を適正かつ正確に示しているものと認めます。

以上